

2021年6月21日

《重要》【新型コロナウイルス】ミシガン州から日本への入国について  
(変異株流行国・地域へのミシガン州の指定解除)

(ポイント)

- 6月21日、日本政府は、ミシガン州を「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」の指定から解除することを発表しました。
- 今般、指定が解除されたことにより、日本時間の6月24日(木)午前0時から、日本人を含むミシガン州からの入国者については、入国時に検疫所長が指定する場所において3日間待機する必要がなくなります。
- ただし、入国後14日間の自宅等で待機する措置については継続されます。

(本文)

1 本日配信されました広域情報についてのメールにて既にお知らせしているところですが、本21日付にて新型コロナウイルス感染症に関する日本の新たな水際対策として、ミシガン州が「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」の指定から解除されました。

これにより、ミシガン州に滞在歴のある方が日本時間6月24日(木)午前0時以降に日本入国する場合、入国時に検疫所長が指定する場所において3日間待機する必要がなくなります。

なお、入国後14日間の自宅等で待機する措置については継続されますので、ご注意ください。

●【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置(変異株流行国・地域の解除)(2021年6月21日)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C099.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C099.html)

2 日本政府は、今般、ミシガン州が指定解除となった新型コロナウイルス変異株流行国・地域に係る措置の他、「変異株 B.1.617(デルタ株)」に係る措置を別途講じています。

ミシガン州及びオハイオ州においては、現時点(6月21日)で、変異株 B.1.617(デルタ株)の指定地域となっておらず、今般のミシガン州の変異株流行国・地域からの解除を以て、ミシガン州及びオハイオ州は共に、変異株に係る両措置において、入国時に検疫所長が指定する場所において3日間待機する必要がなくなります。仮に、今後いずれかの指定地域となり、また入国時に検疫所長している場所において3日間待機する必要等が生じることとなった場合は、改めてお知らせします。

●【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置(B.1.617系統の変異株「デルタ株」への対応)(2021年6月21日)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C100.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C100.html)

3 対象地域の指定の有無にかかわらず、入国に際しては、引き続き、出国前72時間以内の「出国前検査証明」の取得が必要です。また、質問票及び誓約書の提出等も必要となります。更に、日本入国後の移動に際しては、公共交通機関を使用しないことが求められますので、ご注意ください。

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から:0120-565-653

海外から:+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話:(代表)03-3580-4111(内線4446、4447)

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

【在デトロイト日本国総領事館】

住所:400 Renaissance Center, Ste. 1600 Detroit, MI 48243-1604

電話:(313) 567-0120(代表)

(在デトロイト日本国総領事館から在留邦人の皆様へ)

～講師募集～

当館管内補習校(デトロイト、バトルクリーク、グランドラピッズ、コロンバス、シンシナティ、オハイオ西部、クリーブランド、トリド)の講師を募集しています。

詳細はこちら、[https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/schooljobs.html](https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/schooljobs.html)

※1. このメールは、当館の在留届け及びメールマガジン、たびレジに登録されたメールアドレスを対象に送信専用アドレスから自動的に配信されています。本件に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

[seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp](mailto:seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp)

※2. 既にミシガン州、オハイオ州から転出された方については、変更/帰国届の届け出により、本メール配信は停止されます。変更/帰国届の提出については以下の URL をご確認ください（オンラインで在留届を提出されている方は、オンラインで提出ができます）。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※3. メールマガジンに登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から「eマガジン」タブを選択し停止手続きをお願いいたします。

[http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※4. たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>